

佐潟公園水門付近堆積物除去業務仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、「佐潟公園水門付近堆積物除去業務 受託候補者選定プロポーザル実施要領」の「2. 委託業務の概要 (2) 業務内容」についての事項を示すものである。

2. 当業務の背景・目的

本市のラムサール条約登録湿地である佐潟は、排水機能を有した水門付近には主にドロ層が堆積している。この堆積物を除去することで、排水機能を向上させ潟の水流改善を図るため実施するものである。

3. 所在地

新潟市西区赤塚 5 4 0 4 - 1 (佐潟公園内)

4. 業務概要

(1) 委託業務名 「佐潟公園水門付近堆積物除去業務」

(2) 契約期間 契約締結日から令和 6 年 7 月 31 日 (水) まで

(3) 水門付近の堆積物の除去

※業務実施にかかる条件は「5. 業務内容」を参照。

(4) その他

上記のほか、当該業務を行うために効果的な内容がある場合は、積極的に提案すること。

5. 業務内容

(1) 対象箇所は佐潟公園内の水門付近であり、実施範囲を様式第 3 号「対象箇所図」のとおり示している。

※様式第 3 号で示す黒枠において、除去が可能な範囲で行うこと。

※様式第 3 号に除去が可能な範囲を示し (範囲を図示する) 提出すること。

※うち、優先的に実施する範囲を「A→B→C→D」の順で示している。

※Aの枠内範囲は必ず実施するものとし、B～Dの範囲は各範囲の枠を全て行う必要はなく枠内の一部でも構わない。

例)「Aの枠内範囲及びBの枠内の一部」も可とする

※別紙 2 は過去の堆積状況を示した参考資料である。

※現地確認 (土量の計測等) を希望する場合は、参加者負担で行うこと。

(2) 潟の水位を落とした状態で除去作業を行うものとする。

※水位を落とした際の現場状況写真は、別紙 3 を参照すること。

※水位を落している期間は以下のとおりである。

【水位を落している期間】

5 月 24 日～6 月 10 日 (18 日間)

※ただし、上記は予定の期間であり、天候不良・異常気象等の事象により変更の必要が生じた場合、市と受託者、必要に応じ水位調整を実施する地域団体に協議のうえ調整するものとする。

※上記の期間は、除去作業に充てる期間であり、その他の作業については、仕様書「2. 委託業務の概要 (3) 履行期限」の間で完了させるものとする。

- (3) 作業のため周囲の工作物を撤去する場合は、必ず原状回復させること。
- (4) 除去した堆積物を以下の①又は②の方法のどちらか方法を選択し提案すること。

①【乾燥作業を行ったうえ、指定場所へ運搬・搬入を行う場合】

除去した堆積物は、乾燥作業を行ったのち指定場所に運搬・搬入を行うこと。

※乾燥作業とは、天日干しや水抜きを行うことを指す。

※乾燥作業のための仮設は、主として（大型）土のうを使用し作成すること。

※乾燥作業のための仮設は、別紙4の黒枠で示す範囲内において設置すること。

※指定場所は、別紙5「搬入場所」のとおり。

※①の場合、堆積物は利活用をするため、指定場所に仮置きする。仮置きの面積は3,000㎡未満で行うこと。運搬・搬入時は安全管理を徹底しかつ土砂の飛散や流出がないよう工夫を行うこと。

②【除去した堆積物を処分する場合】

堆積物を収集し運搬、処分すること。

※②の場合、堆積物は産業廃棄物と想定し、除去の方法、おおよそ予定する採取量、運搬方法や経路、最終処分の方法を明記し提案すること。

※必要な許可等がある場合は、その許可を受けた者が行うものとし、また、それらが確認できる書類の写し及び最終処分先の位置を示した書類を「企画提案書等」に添付し提出すること。

6. 成果物の納品等

(1) 成果物

① 本業務に係る実施報告書（作業現場写真、除去した面積・量など）を、紙媒体1部と、CD-R等の磁気媒体によるデータで納品すること。

② 納期は、令和6年7月31日（水）とする。併せて、受託者は、業務完了後に「完了報告書又は履行届（受託者の自由様式）」を提出する。

(2) 納品場所

新潟市環境部環境政策課

7. 留意事項

受託者は、業務履行にあたり契約書に定めるもののほか、次の事項を遵守するものとする。

(1) 本業務の関係者及び関係機関とあらかじめ密接な連絡調整を行い、本業務を安全かつ円滑に実施できるようにすること。

(2) 受託者は、緊急時の連絡体制と現場の初動体制を明確にした上で、不測の事態により

提案内容の実施に支障が生じた場合、市と協議の上速やかに対応すること。

- (3) 業務終了後は速やかに実施報告書を提出すること。
- (4) 業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方合意の上変更することができるものとする。
- (5) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告・協議を行うこと。
- (6) 業務実施にあたっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、委託者と逐次協議を行い、委託業務を進めること。
- (7) 本業務の実施にあたっては、関係する法令等を遵守すること。
- (8) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先を新潟市内に本店、支店、または営業所があり、かつ、新潟市入札参加資格者名簿に登録されている者とするとし、以下の点を明確にして、あらかじめ委託者の承諾を得ること。また受託者は、再委託先の行為について全責任を負うこと。
 - ・再委託する業務の範囲
 - ・再委託する合理性および必要性
 - ・再委託先の業務履行能力
 - ・再委託業務の運営管理方法
- (9) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みが無いとき、または業務を完了する見込みが無いときは、委託者が契約を解除して損害の賠償を請求することができる。
- (10) 受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例に則り、その取扱いに十分留意し、漏洩、紛失及び棄損の無いよう適切に管理すること。
- (11) 受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うにあたり知りえた秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (12) その他
 - ・業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに監督職員が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とすること。
 - ・業務終了後、この契約に関しての業務評価を行う。